



入院診療費請求方法の変更について

★ 平成30年4月1日より、入院医療費の計算方法が変わります。

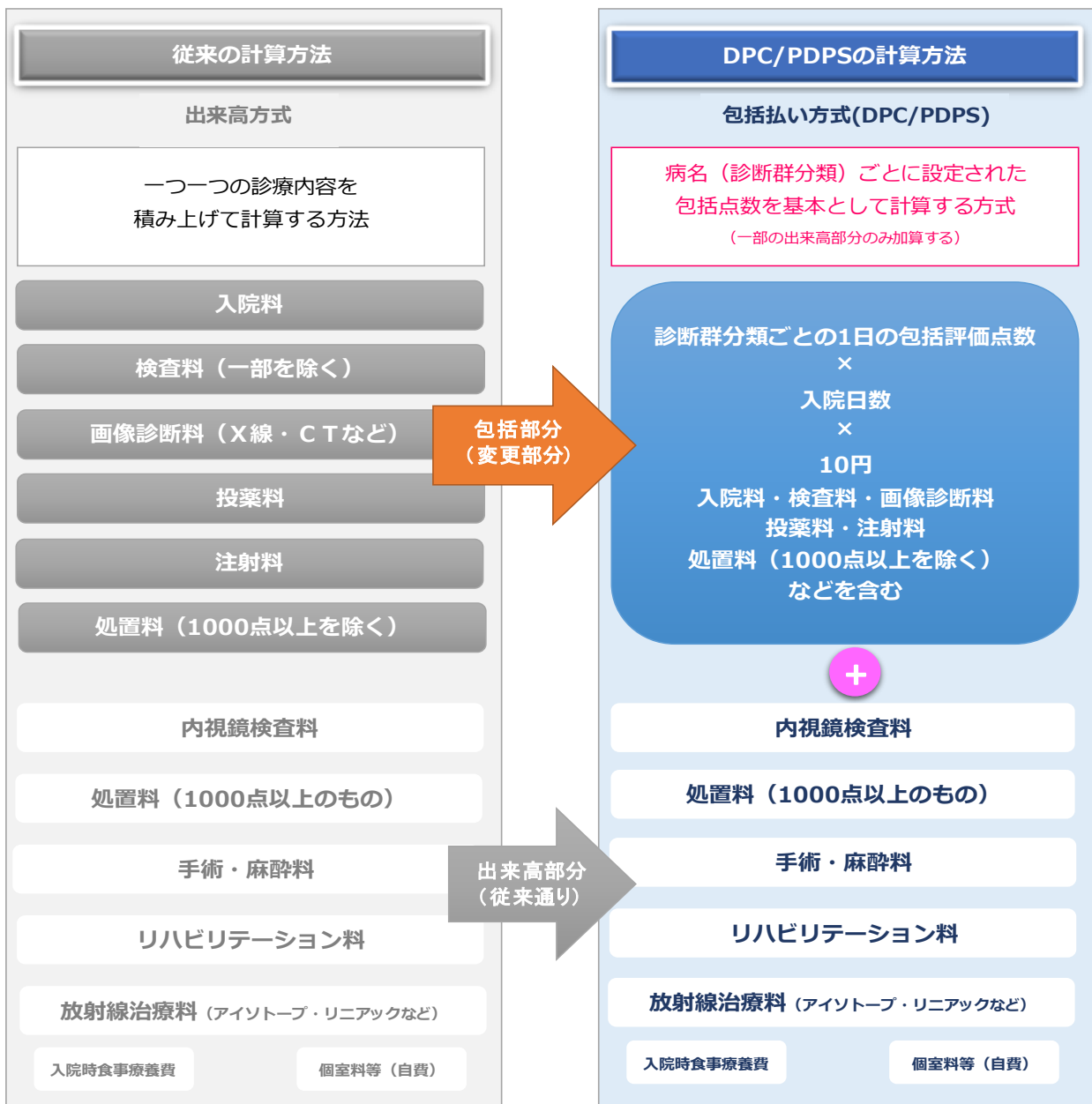
当院は平成30年4月1日より、厚生労働大臣が指定する『DPC対象病院』として認定されました。全国の200床以上の病院において約82%がDPC対象病院として認定されており、当院も厚生労働省の一定の基準を満たしたということで、『DPC対象病院』として認可されました。

そのため、**一般病棟に入院された方**の入院診療費の計算方法を、『包括払い(DPC/PDPS)方式』という新しい計算方法で請求する病院へ変更いたします。

<包括払い(DPC/PDPS)方式の計算イメージ>

(平成30年3月31日までに入院)

(平成30年4月1日から入院)



当院において、「包括払い(DPC/PDPS)方式」の内容を説明する際には、名称を「DPC」と略して説明いたしますので、ご了承ください。





包括払い(DPC/PDPS)方式に関する質問



Q1 すべての入院患者がこの制度の対象となるのでしょうか。

当院では、一般病棟に入院される方が対象となります。ただし、以下に該当する場合は従来通りの出来高払い方式となります。

- 自賠償・労働災害・公務災害による入院
- 入院後 24 時間以内に死亡された場合
- 治験対象による入院
- 病名が DPC 制度のいずれにも該当しない場合
- 非常に長期の入院や一部の高額な薬剤・検査等を行った場合



Q2 平成 30 年 3 月 31 日以前から入院している場合はどうなりますか。

平成 30 年 4 月 1 日以降に新たに入院される方が対象となります。なお、平成 30 年 3 月 31 日以前から入院されている方につきましては、2 ヶ月間は従来 of 出来高払い方式で計算し、6 月 1 日より「包括払い(DPC/PDPS)方式」となります。



Q3 出来高払い方式と比べて、入院診療費は高くなるのでしょうか。

入院している間の病名や診療内容によって、1 日当たりの診療費が決まるため、出来高払い方式と比べて高くなる場合もあれば、安くなる場合もあります。また、病院の機能によって厚生労働省が定めた係数もあるため、同一の病名で治療を行った場合でも、病院によって入院診療費が若干異なることがあります。



Q4 対象となる病名でも、出来高払い方式で計算してもらえるのでしょうか。

厚生労働省の定めにより、「包括払い(DPC/PDPS)方式」の対象となる病名は出来高払い方式での計算はできません。



Q5 一部負担金、高額療養費、公費等の取扱いはどうなるのでしょうか。

医療費の一部負担金の支払い方法に関しては、これまでと変わりません。患者さんが加入されている保険の負担割合に応じてお支払いいただきます。高額医療費制度や公費の取扱いに関しても、これまでと変わりません。



Q6 食事・個室の料金もこの料金に含まれるのでしょうか。

食事・個室の料金は従来通りの金額を負担していただくこととなります。

～ご質問やご相談は正面玄関、入院窓口 6 番までお声かけください～